



ご確認ください(2018年11月～) 車両運送について

■ご依頼前に各運送約款をご確認ください。なお、各約款における定義は次のとおりとなります。

標準貨物自動車利用運送約款(平成二年運輸省告示第五百七十九号)最終改正:平成二十九年国土交通省告示第九百六十七号 標準内航利用運送約款(平成十八年国土交通省告示第三百十六号)

免責 1 次の事由による車両の滅失、き損、延着その他の損害は、損害賠償の責任を負いません。

- ・車両の機能・構造上および消耗品類による故障、欠陥
- ・車両の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さび、その他これに類似する事由
- ・同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変、強盗
- ・不可抗力による故障、火災
- ・地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
- ・法令または公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押えまたは第三者への引渡
- ・荷送人または荷送人の指定する者の故意または過失
- ・引渡翌日以降の当社への瑕疵の申告
- ・搭載品、貴重品等の紛失、破損
- ・運送途上以外と当社が判断した、引取時現認の無い傷、へこみ、汚れ、とび石等の瑕疵
- ・当社へ必要な申告をおこなわなかった場合

2 車両を運送するにあたり、荷送人の事前の承諾を得ることなく、当社又は当社の委託先の運転手が当該車両を運転する方法による運送(以下、「自走」という。)をする場合があります。自走による当該車両の走行距離の増加その他自走により生じる消耗等については、損害賠償の責任を負いません。

損害賠償額 損害賠償限度額は、次のとおりとします。

- ・全部滅失の場合は、直近の株式会社ユー・エス・エス(以下、「USS」という。)オークション実績の最も近い条件の相場を参考とする(落札車両については、落札価額)
- ・一部滅失、き損の場合は、中古部品相当額
- ・車両延着の場合は、運賃、料金等の総額

貨物の種類及び性質と確認 運送する車両の必要情報の掲示を求めることがあり、内容が異なる場合は、運賃、料金を変更できるものとします。引取または引渡時に、車両の確認または点検を行う場合があります。オークション会場からの引取等は、出品票等に記載された内容を確認する場合があります。

高価品及び貴重品 次に該当する車両は、当社に申告をしなければなりません。

- ・販売価格が概ね700万円を超える新車
- ・オークション取引価格が概ね700万円を超える中古車
- ・一般に流通していない、試作車・レースカー・低年式車両等

運賃、料金等の收受方法

- 1 運賃、料金等は、当社が発行する請求書または、車両引取場所のUSSが主催するオークション及びUSSが提携するオークション会場が発行する精算書に基づき支払うものとします。
- 2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、または追徴します。
- 3 当社は、第一項の規定にかかわらず、車両を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷送人の指定する者から收受することを認めることがあります。

中止手数料 運送中止手数料は、次のとおりとします。

- ・引取予定日当日は、当該車両の引取に必要であった費用
- ・運送中は、当該車両の運送に必要であった費用

利用規約(2016年4月～)

第1条(目的) 本輸送システム(以下「本システム」という。)は、株式会社ユー・エス物流(以下「甲」という。)が、株式会社ユー・エス・エス(以下、「USS」という)が主催するオートオークション会員(以下「乙」という)に対し、車両輸送のサービス(以下「本サービス」という。)をパソコン及びスマートフォンやタブレット端末(以下「スマートデバイス」という。)の持つインターネット機能を介して提供することを目的とする。

第2条(申込資格) 本システムにより本サービスを利用しようとする者は、下記の要件を満たさなければならない。1 USSが主催するオートオークションの会員であること。2 USSに対する債務不履行等により資格停止処分を受けたことがないこと。3 甲またはUSSに料金の滞納がないこと。4 甲の諮問審査委員会による裁定で、サービス停止処分または同等の措置を受けた履歴がないこと。

第3条(権利の帰属) 1 甲が本システムにおいて作成、開示、提供する車両情報その他の情報(以下「輸送情報」という。)に関する著作権は、甲に帰属する。また、情報が乙から提供されたものであっても同様とする。2 乙は、転用、加工等の方法いかんを問わず、みだりに輸送情報を流用してはならない。

第4条(会員の義務) 1 乙は、本利用規約およびこれに付随する諸規則を遵守しなければならない。 2 乙は、甲が提供する本システムを利用するためのスマートデバイス、インターネット接続等の環境（以下「利用環境」という。）を、自らの責任と費用負担にて整備するものとする。甲は、サービスのセキュリティまたはクオリティ等を維持する目的で 当該利用環境の推奨条件を改定することができる。ただし、甲は、当該推奨条件による動作を保証するものではない。 3 乙は、本システムを利用するためのスマートデバイスがコンピュータウィルスの被害を受けないように、自らの責任と費用負担にて対策を行うものとする。 4 携帯電話会社もしくはプロバイダが定めるメールアドレスの禁止条件が変更された場合、甲は、乙に対してメールアドレスの変更を指示することができ、乙は自らの責任と費用負担にてメールアドレスを変更するものとする。

第5条(通知義務) 乙は、車両運送に必要な住所、社名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等の届出事項の変更があった場合は、速やかに甲に届けなければならない。

第6条(利用の注意) 1 乙は、運送約款を承諾した上、甲に対し本サービスの申込み(予約)をする。なお、落札自動輸送登録も同様とする。 2 輸送契約の成立は、乙が本サービスの申込み(予約)をした後、輸送履歴の状況が予約完了になった時点とする。落札自動輸送登録も同様とする。なお、実際の輸送可能台数等は現況を優先とする。プラン一括選択時も同様とする。 3 乙は、申し込み時に積載可否及び搬出可否について甲に対し申告するものとし、誤申告等により発生した甲の損害は乙の負担とする。 4 甲は、乙から車両を受け取る時点で車両の状況と前項の申告内容を照合し、車両の状況が前項の申告内容と異なるときは、輸送の引き受けを拒絶することができる。 5 乙は、自ら輸送履歴の状況を確認することとし、履歴に表示されない場合は甲に連絡するものとする。落札自動輸送時も同様とする。 6 乙は、予約完了後の取消しを実施する場合は、所定の取消料を支払う。 7 甲は、予約完了後の実車両状態等によって、納期、輸送方法を変更し、または乙に対し輸送料金の割増加算を請求することができる。 8 甲は、利用運送に必要な情報を委託先に対し通知する。

第7条(秘密保持義務) 乙は、本サービスから得られる輸送情報を、当該輸送のために必要となる第三者に開示する場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならない。

第8条(アクセス制限) 乙は、本システムを含む甲の各種サイトへインターネットを介してアクセスする際に、以下に記載する方法で アクセスしてはならない。 1 短時間での頻繁なブラウザ操作による閲覧。 2 機械やマクロ等を利用したアクセス。 3 不正な環境下でのアクセス。 4 その他、甲のサーバに過剰な負荷のかかる行為。

第9条(権利譲渡の禁止) 乙は、本サービスから生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第10条(免責事項) 甲は、以下の事項に起因して生じた損害について、一切責任を負わない。 1 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器またはプログラム等の障害または瑕疵等により 本システムの提供が停止し、または欠陥が生じた場合の損失。 2 第三者による本システムのシステムへの妨害、侵入、情報改変等により 本システムのシステムが停止し、または欠陥が生じた場合の損失。 3 甲に故意または重過失がなく、本サービスの中断もしくは提供する情報の誤謬または欠陥があった場合の損失。 4 天変地異その他の異常事態に起因するシステム機器またはプログラム等の不具合が生じた場合の損失。 5 スマートデバイスの障害または瑕疵等もしくは機種に依存する不具合により本システムを利用できなくなった場合の損失。 6 スマートデバイスの適応不具合により本システムを利用できなくなった場合の損失。 7 運送約款に定める免責事項に該当する事由による場合の損失。 8 本条第1号から第6号までに起因して生ずる機会損失による損害。

第11条(利用の停止) 甲は、乙が下記の各項の一つに該当したときは、何ら通知、催告を要せず本サービスの利用を停止することができる。 1 乙が申込資格を喪失したとき。 2 乙が輸送料金を滞納し、その他乙が甲に対して負担する債務の履行を怠ったとき。 3 乙が本利用規約、その他甲が定める規則、規約等に違反したとき。 4 乙が破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立をし、または申立を受けたとき。 5 乙が、手形、小切手を不渡りとし、その他一般の支払を停止したとき。 6 乙が刑事事件を惹起したとき。 7 その他、乙において甲に対しふさわしくない言動のあったとき。 8 USSIにて会員資格の停止処分を受けたとき。 9 その他、甲において乙による本システムの利用が不適切であると判断したとき。

第12条(合意管轄) 本利用規約に関して乙と甲との間に紛争が生じた場合には、当該紛争の第一審の専属管轄裁判所を名古屋地方裁判所とする。

第13条(準拠法) 本利用規約に関する準拠法は、日本法とする。